

令和3年第3回鬼北町議会定例会

令和3年9月17日（金曜日）

○議事日程

令和3年9月17日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第69号 令和2年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第4 議案第70号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第71号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第72号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第73号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第74号 令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 議案第75号 令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第76号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第77号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第78号 令和2年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第79号 令和2年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第80号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第81号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第82号 令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 同意第5号 鬼北町農業委員会委員の任命について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 69 号 令和 2 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 70 号 令和 2 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 71 号 令和 2 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 72 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 73 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 74 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 75 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 76 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 77 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 78 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 79 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 14 議案第 80 号 令和 3 年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 15 議案第 81 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 82 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 同意第 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について

○出席議員（12名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁  | 2 番 兵 頭 稔   |
| 3 番 高 橋 聖 子  | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 末 廣 啓    | 6 番 山 本 博 士 |
| 7 番 松 下 純 次  | 8 番 福 原 良 夫 |
| 9 番 程 内 覺    | 10 番 松 浦 司  |
| 11 番 赤 松 俊 二 | 12 番 芝 照 雄  |

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 二 宮 浩	総務財政課長 高 田 達 也
危機管理課長 水 野 博 光	町民生活課長 那 須 周 造
保健介護課長 芝 達 雄	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	日 吉 支 所 長 山 本 雄 大
会 計 管 理 者 古 谷 忠 志	教 育 長 松 浦 秀 樹
教 育 課 長 谷 口 浩 司	農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計
農業委員会事務局長 松 本 秀 治	代 表 監 査 委 員 上 甲 康 夫

○副議長（赤松俊二君）

御起立願います。

礼。

○議長（芝 照雄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長から昨日の中山議員の質疑に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

昨日、議案第65号の工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事）の工事概要の説明で、中山議員から御質問がありました、今回の工事に敷地の造成は含まれているのか、ガイダンス施設周辺の工事の施工内容についてお答えをいたしま

す。

1点目の造成については、大規模造成はありませんが、若干の切土、盛土等の土工があります。

2点目のガイダンス施設周辺の施工については、平地、法面に芝を張ることになっております。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

日程第3、議案第69号、令和2年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第13、議案第79号、令和2年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上11件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第69号、令和2年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第13、議案第79号、令和2年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上11件を一括議題とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第69号から日程第13、議案第79号までの令和2年度鬼北町一般会計及び特別会計8件、並びに企業会計2件の決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により報告いたします。

配付いたしております、令和2年度鬼北町主要な施策の成果の概要を御参照いただきますようお願いいたします。

令和2年度鬼北町主要な施策の成果の概要について御説明をいたします。

令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルスが蔓延し、見えない脅威によって、これまでは当たり前に行っていたことができなくなり、私たちの日常生活も大きく変わった1年でありました。

同時に町内経済にも影を落とし、事業者の皆様、特に飲食業に携わる方々の御苦労は計り知れないものであったと拝察いたします。

コロナ禍へのあらゆる対応におきましては、各関係機関、国、県の御指導、交付金

等の助成を受けながら、町民の皆さんが早く元どおりの生活が送れるように各種施策に取り組むとともに、感染予防及び重症化防止のため、ワクチンを接種するための体制づくりに努めた時期でございました。

このほか、これまで実施してきた各種事業におきましても、改めて事業内容を検証し、何よりも町民の目線、気持ちに立って、皆様方からのお声をしっかり受け止め、町政に反映させるべく努力してきたところであります。

また、町政の推進にあたりましても、町の責務として生き生きとして住み続けられる持続可能な未来を描くことができるよう、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

3 ページですが、まず、基本目標第1の「特色ある産業を創り育てる」につきまして、農業の振興分野では、体験農園の開設等により、新規就農者の確保育成、さらに、経営規模拡大を志向する農家への農地の集積を図り、経営の安定、効率化を促進しました。

また、粟、ユズの苗木補助によって、耕作放棄地の解消も含めて生産性の拡大を図るとともに、農業用施設等の改修工事、災害により復旧工事が必要な農地農業施設等の営農環境の整備に取り組んでまいりました。

さらに、鳥獣侵入防止柵の設置を推進するとともに、イノシシ、シカの有効利用を図るための施設整備の計画を関係市町と協議し、整備に向けて合意形成を図りました。

次に、林業の振興につきましては、適正な除伐、間伐等を実施。森林整備担い手対策事業を活用。関連団体の組織強化に努めました。

また、南予森林管理推進センターの事業推進にあわせ、手入れ不足となった森林の健全化と災害に強い森林づくりを推進するため、森づくり、人づくりに取り組みました。

次に、商工の振興についてですが、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の皆様、特に飲食業に携わる方々の御苦労は計り知れないものであり、感染症対策資金利子補給金交付事業、中小企業振興資金利子補給金交付事業、同じく振興資金保証料補給事業、休業要請に伴う協力金、感染症対策緊急雇用維持助成金支給事業、企業応援給付金支給事業、宿泊事業者応援補助金、イベント出展事業者応援事業など、中小企業、個人事業主への様々な支援事業を新たに立ち上げ、取り組んでまいりました。

また、数年前から立ち上げて取り組んでおります定住化雇用促進事業、資格取得支援事業、企業力強化支援事業などの鬼の町で暮らす働く支援事業を継続実施し、事業所支援に努めております。

次に、観光部門においては、様々なイベントの実施ができない状況でありましたが、指定管理者制度を導入して8年目となる成川溪谷休養センターについては、新たな指定管理者との契約を進め、魅力あふれるいやしの里として、県内外に広く情報を発信すべく努めたところであります。

5 ページにまいります。

続きまして、基本目標第2の「新しい自然を守り活かす」につきまして、まず、資源循環型社会の推進分野では、食品ロス削減などによるごみの減量化、そして、いわゆる3Rの推進などによる再資源化に努めました。

環境保全の推進では、水辺環境美化活動として、広見川等をきれいにする清掃活動や、えひめA I - 1の普及、小型合併浄化槽等の普及の推進による水質浄化を図りました。

エネルギー対策の推進においては、太陽光などを活用した再生エネルギーの普及推進に努めました。

続きまして、基本目標第3の「誰もが安心して暮らせるふるさとづくり」につきまして、地域医療体制の整備や保健センターを拠点に、健康づくり等の施策を展開し、誰もが安心して暮らせるふるさとづくりに努めました。

6 ページ、健康増進事業においては、健康診断や各種がん検診の実施、健康相談、健康教育訪問指導、重症化予防などを展開しました。

その中で、国保の特定検診受診率は、53.2%で、コロナ禍の影響により3.3%減となりましたが、前年と同様、県内で1位となる見込みであります。

保健事業におきましては、新たに4月、子育て世代包括支援センターを設置、また新型コロナウイルスによる感染拡大防止及び重症化を予防するため、本年2月にワクチン接種対策室を設置し、ワクチン接種体制を整備しました。

また、北宇和病院の運営につきましては、令和3年3月末をもって契約期間が満了でありましたが、再委託による更新を行い、先生方と病院経営について直接対話する機会を多く持つ体制づくりに努めました。

次に、高齢者福祉の充実においては、従来の各種サービス展開を継続するとともに、シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者の積極的な社会参加を促しました。さらに、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行い、被保険者の負担軽減のため、介護保険料を月平均7万6,200円から7万200円に、6,000円引下げを実施し、令和3年度から運用を開始いたしております。

子育て支援策の充実部門では、従来のサービスはもとより、不妊治療への支援、特

に、特定不妊治療助成金の支給額を10万円から20万円に増額いたしました。

さらに、乳幼児健康診断の受診率向上を図るとともに、子育て相談支援を引き続き実施しました。あわせて、昨年度創設した出生児と小学校入学時に一時金を支給する、すくすく鬼北っ子応援給付金を引き続き支給するとともに、複数の子どもがいる、いわゆる多子世帯の保育料の軽減措置や、3歳以上の保育料無料化を実施し、加えて、副食費の無料化を図るなど、子育てに係る経済的負担の軽減に努めました。

また、高校生までの医療費無料化を継続するとともに、新たに遠距離通学の高校生への通学費の一部補助事業を立ち上げるなど、家庭への経済的支援にも積極的に取り組みました。

障がい者福祉の充実につきましては、コロナ禍の影響により、福祉施設利用のサービスや就業施設でのサービス利用に制限が一時的にあったものの、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが健康で自分らしい暮らしの実現を目指し、福祉サービス提供に努めました。

7ページ、下から4行目、続きまして、基本目標第4、「整った生活インフラで快適生活を守る」につきましては、近年、気象災害が頻発化、激甚化しており、町民の皆さんに災害リスクを確認していただくために、新たに指定された土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域を追加した防災マップを作成しました。

このほか、パソコンやタブレット、スマートフォンなどから閲覧できるウェブ版の防災マップも作成し、町民の方々の防災意識の啓発に努めました。

また、コロナ禍に対応した避難所運営を行うための間仕切りや、段ボールベッドのほか、マスクや、非接触型体温計等の確保に努めました。

次に、交通環境の充実については、デマンドタクシーや、タクシー乗車券助成制度等の継続、町立病院を起点とした循環バスの運行など、公共交通の継続運行に努めました。

また、運転免許証自主返納者に対しても給油券やタクシー券の配付を継続し、実態に即した移動手段の確保に努めてまいりました。今後は、町内全体への施策が必要だと判断いたしております。

次に、空き家対策におきましては、空き家率が14.7%と、平成27年度調査から5.6%増加しており、老朽危険空き家除却事業補助金交付制度を活用し、13件の撤去を実施しました。また、地震等に伴うブロック塀の倒壊による事故を防ぐため、補助事業により4件の危険ブロック塀の除却建て替えを実施しました。

また、入居可能な空き家については、家の状態や立地、持ち主の意向などをデータ



ベース化し、所有者に対し空き家バンクへの登録を促し、移住希望者などとのマッチングを図るなど、有効活用に努めました。

9 ページ、4 行目、次に、上水道の整備におきましては、日吉地区、電気計装設備更新工事を実施、また、老朽管更新として西野々地区において868.3メートルの配水管を耐震管に布設替えいたしました。

続きまして、基本目標第5、「充実した教育環境で心豊かな人を育む」の未来を担う子どもたちに対する投資として、広見中学校改築工事の設計業務の実施や、児童生徒一人1台パソコン端末の再整備等を行い、教育環境の充実を図りました。

また、小学生全児童が本屋へ出向き、自分の読みたい本を買う「本屋へ行こうプロジェクト」を実施し、学習の基本である読書の推進に努めました。

広見中学校では、県の人権教育研究推進事業の指定校として研究発表会を行い、人権意識の向上に取り組みました。

また、コミュニティースクール及び地域学校共同活動を推進するとともに、給食センターでは、空調設備の設置やスチームコンベンションオープンの導入を行い、施設設備を充実させました。

9 ページ、下から4行目から10 ページですが、生涯学習、生涯スポーツの充実につきましては、町内遺跡発掘調査及び整備事業の実施や、文化講座、イベント等を開催いたしました。特に、等妙寺開基700年を記念し、愛媛県歴史文化博物館との共催により開催いたしました奈良山等妙寺の至宝と国史跡等妙寺旧境内展では、6,160人の方々に御観覧いただきました。また、その関連講座を5回開催し、町内外の多くの方々に鬼北町の歴史遺産について詳しく知っていただく機会となりました。

鬼北総合公園では、より快適なスポーツ環境の提供を目指し、かつ、災害時の避難所対応も考慮し、空調設備の整備やリフレッシュ広場駐車場の舗装、さらに、リフレッシュ広場及びふれあい広場のトイレ改修を行い、地域に根差したコミュニティーの環境づくりに努めました。

人権尊重、男女共同参画においては、引き続き人権を考えるつどいの開催など、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、全ての人がお互いを尊重し合い、誰もがその人の持つ個性と能力を發揮できる社会の実現を促進しました。

続きまして、基本目標第6、「人々のつながりを深め、ともに行動する」につきましては、町民自らが考え、互いに連携し、町の課題解決に取り組む体制づくりを重要課題と位置づけ、町政に対する町民の理解と関心を高めるよう、分かりやすい情報提供に努めることが重要であり、町ホームページの整備に努めました。

今後、長引くコロナ禍で疲弊した町内の多くの心を慮り、しっかりと寄り添っていくことは、アフターコロナにおける新たな官民関係の構築に必要不可欠であると考えております。

以上で、令和2年度主要な施策の成果の概要の説明を終わります。

各項目の主要な施策の成果につきましては、別冊の資料を配付いたしておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、この後、引き続き会計管理者が説明をいたします。その後、日程第26、議案第78号、令和2年度鬼北町水道事業会計決算認定については、水道課長が、日程第27、議案第79号、令和2年度鬼北町病院事業会計決算認定については、保健介護課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

失礼いたします。訂正をいたします。

最後のほうですけれども、日程の部分、その後、日程第26と申し上げましたが、日程第12、議案第78号、水道事業会計の決算認定、また、鬼北町病院事業会計の日程については、日程第27を13、議案第79号に改めていただきたいと思います。

#### ○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第69号から議案第77号までの令和2年度一般会計、特別会計の決算概要を御説明いたしますので、令和2年度鬼北町歳入歳出決算書の冊子を御用意ください。

決算書の中の付属書類に沿って説明いたしますので、356、357ページをお開きください。

356ページ、まず、一般会計と特別会計の決算収支の状況であります。356ページ、一番下の合計の欄、下から3番目、一般会計と特別会計を合わせた2年度の歳入総額は127億1,027万5,104円、その右、歳出総額は124億3,553万5,681円となりましたので、その右の歳入歳出差引きは2億7,473万9,423円となり、昨年に比べ1,181万4,543円の増となっております。その右のとおり、翌年度へ繰り越すべき財源が6,139万円ありますので、それを差し引いた実質収支の合計は2億1,334万9,423円となります。

また、積立金は、一般会計の財政調整基金等で7,858万6,622円、一方、財政調整基金の取崩しが4,000万円ございましたので、右端の実質単年度収支は2,842万165円のプラスとなっております。

次に、1枚めくっていただきまして、358、359ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算総括表のまず歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、1 款の町税は、収入済額、3 5 8 ページ右端のA欄になりますが、9 億 4 3 4 万 4, 8 4 5 円、そのうち、町民税については、個人が前年度に比べて増収となりましたが、法人については、マイナスとなり、トータルでは 3 7 9 万円の減となっています。一方、固定資産税については、土地、家屋、償却資産とも増収でありまして、トータル 7 5 5 万円の増となったことなどから、町税全体では、前年度比で 4 4 3 万円の増となりました。

なお、右のページの左端、不納欠損額が 1 5 5 万 4, 0 0 1 円、またその右、収入未済額は 1, 0 4 3 万 1, 6 1 7 円で、これは前年度と比較して 1 5 1 万円減少をしております。

次に、2 款の地方譲与税は、収入済額が 1 億 1, 2 6 6 万 6, 0 0 0 円、前年度比で 2, 4 8 8 万円の増となっています。増の要因といたしまして、森林環境譲与税が 2, 5 7 7 万円の増となったことによるものです。

続く、3 款の利子割交付金から 7 款の環境性能割交付金までは、説明を省略いたします。

次に、8 款の地方特例交付金は、収入済額が 6 4 1 万 4, 0 0 0 円、前年度比約 2, 3 9 1 万円の減となりました。減の要因は、保育無償化に伴う子ども子育て支援臨時交付金 2, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円が皆減をしたためであります。

次に、9 款の地方交付税は、収入済額が 3 6 億 9 5 6 万 2, 0 0 0 円、前年度比 1 億 7, 5 7 0 万円の増となっています。増減の内訳は、普通交付税が 1 億 7, 5 4 7 万円の増、特別交付税はほぼ横ばいとなっております。

1 0 款を省略し、1 1 款、分担金及び負担金は、収入済額が 4, 1 4 6 万 7, 3 9 6 円、前年度比 1, 6 2 7 万円の減となっています。減の要因は、保育無償化に伴い保育所保護者負担金が 1, 4 7 2 万円の減となったことによるものです。

1 2 款を省略し、1 3 款の国庫支出金は、収入済額が 2 0 億 9, 9 9 3 万 7, 3 8 6 円、前年度比約 1 4 億 6, 0 0 0 万円の増となっています。増の要因は、国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金 3 億 8, 5 0 0 万円や、特別定額給付金補助金 1 0 億 1, 0 0 0 万円があったことによるものです。

次に、1 4 款の県支出金は、収入済額が 7 億 2 0 3 万 3, 7 2 3 円、前年度比 4, 4 0 5 万円の減となっておりますが、災害復旧費県補助金等 2 億 3, 2 0 0 万円が次年度に繰越しとなっております。

1 5 款を省略し、1 6 款の寄附金は、収入済額が 6, 1 7 3 万 7, 0 0 0 円、前年度

比2,250万円の増となりましたが、これは、ふるさと納税寄附金が約2,900万円増加したことによるものであります。

次に、17款の繰入金は、収入済額が9,914万7,878円、前年度比約2億5,000万円の減となっております。減の要因は、前年度にありましたニュータウン鬼北の里特別会計からの繰入金と廃棄物処理施設整備基金からの繰入金が皆減にしたことによるものです。なお、2年度は、財政調整基金の4,000万円をはじめ、基金全体から9,736万円を繰り入れております。

18款を省略し、19款、諸収入は、収入済額2億5,082万4,695円、前年度比1億169万円の増。増の要因といたしまして、雑入において、プレミアム商品券販売収入の1億3,265万円の歳入があったことです。

次に、20款の町債、収入済額が10億942万3,000円、前年度比約1億8,000万円の増となっております。額が一番伸びておりますのが、土木債でありまして、2億6,720万円の増となっております。

次に、21款、法人事業税交付金は、令和2年度から県の法人事業税額の一部が市町に交付されることになったもので、289万円が県から交付されております。

以上の結果、合計といたしまして、一般会計収入済額が94億3,430万3,760円、前年度に比べまして、約16億円の増となりました。

なお、収入未済額の合計は、8億555万7,059円となっており、その主なものにつきましては、事業繰越しによるものです。

以上で一般会計歳入についての説明を終わります。

次に、360、361ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

まず、1款、議会費、支出済額、360ページ右端のA欄になりますが、6,218万6,510円、前年度比100万円の減で、一般会計における構成比は備考欄にあるとおり、0.68%となっております。

2款、総務費は、支出済額が18億8,548万8,900円、前年度比6,043万円の増で、構成比は20.47%となっております。増となった要因といたしましては、企画費がプレミアム商品券事業2億6,000万円の実施等により、3億1,000万円の増となったことが挙げられます。

続いて、3款の民生費は、支出済額が27億5,326万2,133円、前年度比10億4,069万円増の構成比29.90%となっております。増となった要因といたしましては、社会福祉総務費において特別定額給付金事業10億420万円の助成に

より、9億6,000万円の増となったことによるものです。

4款の衛生費、支出済額が7億6,171万5,513円、前年度比1,881万円増の構成比8.27%となっております。増の要因は、病院費の病院事業会計負担金の4,200万円の増などによるものです。

5款の農林水産業費は、支出済額が6億8,676万518円、前年度比1億6,414万円増の構成比7.46%となっております。増の要因は、農業振興費の農業公社、農林公社の施設整備助成である農地保全推進事業補助金が増額となったことや、新規補助事業の実施、また、林業振興費の森林管理推進センター負担金6,000万円の増、また、農林公社の施設整備への助成であります林地保全推進事業補助金が増額となったことが挙げられます。

6款の商工費は、支出済額が2億5,552万733円、前年度比1億3,000万円増の構成比2.77%となっております。増となった要因といたしましては、商工振興費が中小企業応援給付金事業における8,700万円の助成や、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金への1,600万円の積立て等で、1億2,500万円の増となったことによるものです。

7款の土木費は、支出済額が6億2,919万1,970円、前年度比2億7,000万円増の構成比6.83%となっております。増となった要因といたしましては、橋りょう関連の点検、修繕や新設改良のための測量設計業務の実施、また、鬼北総合公園費が空調設備工事等の実施により、約2億円の増となったことが挙げられます。

8款の消防費は、支出済額が9,889万7,915円、前年度比2,800万円増の構成比1.07%となっております。増の要因は、非常備消防費の委託料における防災マップ作成業務や、国土強靱化地域計画作成業務の実施、補助金における新型コロナウイルス感染症対策の避難施設感染防止対策事業費補助金1,080万円の交付等によるものです。

9款の教育費は、支出済額が7億4,054万1,546円、前年度比1億8,000万円減の構成比8.04%となっております。減の要因といたしましては、小学校費が、前年度に各小学校の空調設備関連工事の約1億8,000万円の支出がありましたので、2億2,000万円の減額となったことによるものです。

10款の災害復旧費は、支出済額が5億4,895万4,703円、前年度比42万円増の構成比5.96%となっており、令和元年度に引き続き、平成30年7月豪雨による各施設の災害復旧工事に当たっております。

11款の公債費は、支出済額が7億8,720万1,918円、前年度比830万円

減の構成比8.55%で、内訳は、元金が約7億6,000万、利子が約2,300万円となっております。

以上、合計で一般会計支出済額は92億972万2,359円、前年度に比べまして15億2,000万円の増となっております。

なお、右ページ、表の下段に記しておりますように、一般会計の歳入歳出差引額は2億2,458万1,401円となり、翌年度に繰り越すべき財源が6,138万6,000円必要でありますので、実質収支は1億6,319万5,401円となりました。

以上、一般会計の決算説明を終わります。

次に、362、363ページをお開きください。

町債の現在高について、普通会計で一覧表を作成したものです。

362ページの計の欄にありますように、令和2年度中の発行額は、10億942万3,000円、一方、元利償還額の合計は7億8,753万8,000円でありましたので、2年度末の現在高は82億3,313万6,000円で、前年度に比べまして2億4,515万2,000円の増となっております。

次に、364ページをお開きください。

公有財産の増減について説明をいたします。

まず、公用財産の土地の移動ですが、土地に変動はありませんで、建物（木造）、上から5段目ですが、防災施設の215.30平米の増のみですが、これは危機管理棟の新築によるものです。

続いて、公共用財産で土地の中ほど、教員住宅の69.02平米の増は、永野市教員住宅の土地について、平成27年に行った町道との分筆の成果を基に修正を加えたもので、その下、中学校の176.79平米の増は、広見中学校改築に伴う測量の成果を受けて修正を行ったものであります。

次に、建物（木造）町営住宅の288.80平米の増は、栄町団地B棟の新築分と、過年度の栄町団地A棟の計上漏れの面積を合わせたものです。

右の365ページの建物（非木造）、保育所の4.41平米の減は、さくら保育所駐輪場を工作物として建物から除外したことによるものです。

1枚めくっていただきまして、366ページ、建物（木造）の多目的住宅65.00平米の増は、永野市教員住宅を普通財産から多目的住宅として企画振興課へ移管したものであります。

次に、普通財産の移動ですが、土地の宅地1,149.83平米の減は、農協日吉支所の前にある宅地と北宇和高校日吉分校の跡地を合わせた町有地をグリーンマート跡

地の敷地と等価交換したことにより減少した面積と、ニュータウン鬼北の里特別会計の廃止により、一般会計へ移行し、増加した面積を差引きをしたものであります。

次に、雑種地182平米の増と山林の2万5,492平米の増は、畔屋にありました環境センター跡地を宇和島地区広域事務組合から譲渡を受けたもので、建物（木造）65.00平米の減は、企画振興課多目的住宅への移管分で、建物（非木造）の1,062.50平米の増は、交換したグリーンマート跡地の上物の分であります。

以上で公有財産の移動の説明を終わります。

なお、次ページ、368ページから381ページの物品と基金、債務負担行為の調べについては、説明を省略させていただきますが、物品については、新規購入以外にも過年度分で計上漏れがあったものを精査して追加計上させていただいておりますので、御了承をください。

次に、382、383ページをお開きください。

特別会計の説明をいたします。特別会計につきましては、主に2年度の収入済額合計と支出済額合計A欄であります。前年度との比較で説明をさせていただきます。

まず、用品調達特別会計ですが、歳入の収入済額、歳出の支出済額合計は、共に1,319万1,228円で、前年度比72万4,000円の増となっております。なお、一般会計へ歳出の諸支出金から収益58万4,878円を繰出ししてありまして、収支差引きはゼロ円となります。

次に、384、385ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、歳入の収入済額合計は166万9,925円、前年度比10万2,000円の減となっております。なお、3款、諸収入の償還金の収入未済額は11件、2,423万5,650円で、前年度比117万円の減となっております。一方、歳出の支出済額合計は、160万9,198円、前年度比8万円の減で、収支差引きは、6万727円となっております。なお、貸付金の状況につきましては、次ページの386、387ページに資料をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、388、389ページをお開きください。

国民健康保険特別会計ですが、歳入、1款の国民健康保険税の収入済額は1億9,274万5,539円で、前年度比42万1,000円の増となっております。保険税の不納欠損額は180万4,607円、また、収入未済額は1,142万3,688円で、これは前年度に比べまして、527万円の減となっております。

なお、収入済額の合計は11億5,946万1,209円、前年度比1億7,689

万円の減となっております。減の要因は、保険給付費の支出が減ったことによりまして、県からの交付金が減少をしたためであります。一方、歳出ですが、支出済額合計は11億5,205万946円で、前年度比1億4,028万円の減となっております。減の要因は、保険給付費の1億2,000万円の減で、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者が医療機関に行くことを控えたことが大きいのではないかと考えられます。なお、収支差引額は、741万263円となります。

次に、392、393ページをお開きください。

国民健康保険診療所特別会計ですが、歳入の収入済額合計は、1億7,357万6,509円、前年度比1,076万円の減で、診療収入が980万円減少しております。これも新型コロナウイルスの影響が大きいものと考えられます。

一方、歳出の支出済額合計は1億7,351万4,952円、前年度比1,078万円の減となっており、医薬品等の購入費の減少などが要因で、収支差引きは6万1,557円です。

なお、右ページ、下にありますように、翌年度に繰り越すべき財源が4,000円必要でありますので、実質収支は5万7,557円となります。

次に、400、401ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計ですが、歳入の収入済額合計は8,238万1,056円、前年度比106万円の減となっております。

なお、2款、使用料に、収入未済額が44万7,860円あり、これは前年度比6万9,000円の減となります。

一方、歳出の支出済額合計は8,232万8,066円、前年度比107万2,000万円の減となっております。減の要因は、3款、公債費において町債の返還金92万2,000円の減となったことによるものです。収支差引きは5万2,990円となりました。

次に、404、405ページをお開きください。

浄化槽市町村整備推進事業特別会計ですが、歳入の収入済額合計は5,663万4,955円、前年度比549万円の減で、浄化槽使用料に収入未済額が69万6,830円あり、これは前年度比9万3,000円の増であります。

一方、歳出の支出済額合計は5,660万2,996円、前年度比552万円の減となっており、減の要因は、1款、施設整備費の浄化槽設置工事請負費が、前年に比べ710万円減少したことによるもので、収支差引きは2万7,499円となります。

なお、右ページ、表の下にありますように、3月末の浄化槽設置数が634基とな



っております。

次に、406、407ページをお開きください。

介護保険特別会計ですが、歳入の収入済額合計は16億1,627万796円、前年度比2,051万円の増となっております。

1款、介護保険料は、低所得者層の保険料軽減措置を行うなど、974万円の減となりましたが、一方で、保険料軽減分に対する一般会計繰入金が増え、1,332万増えています。なお、介護保険料の不納欠損額が46万2,743円、また、収入未済額は121万9,650円で、これは前年度比60万2,000円の減となっております。

一方、歳出の支出済額合計は15億7,684万4,710円、前年度比5,074万円の増となっており、この要因は、2款、保険給付費の介護サービス費が6,851万円の増額となったため、収支差引きは3,942万6,086円となります。

最後に、410、411ページをお開きください。

後期高齢者医療保険特別会計ですが、歳入の収入済額合計は1億7,279万126円、前年度比765万円の増で、これは令和2年度が2年ごとの保険料改定の年でありまして、保険料率が上がったことにより保険料収入が763万円の増となったことによるものです。なお、後期高齢者医療保険料の収入未済額は83万3,700円で、前年度比63万2,000円の増となっております。

一方、歳出の支出済額合計は1億6,967万1,226円、前年度比780万円の増となっております。これは徴収保険料額が増額となったことで、県の広域連合へ支払う納付金が増えたことによるものです。なお、この会計の収支差引きは311万8,900円となっております。

以上で令和2年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第78号、令和2年度鬼北町水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

水道事業会計決算書2ページ、3ページをお開き願います。

鬼北町水道事業決算報告書につきまして説明いたします。

予算額欄は、省略いたしまして、3ページの決算額欄のみの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきまして、総額4億2,434万9,368円でありまして、内訳といたしましては、第1款、第1項、営業収益2億8,597万

6,040円で、主に水道使用料金でございます。

第2項、営業外収益につきましては、1億3,837万3,328円でございます、内訳につきましては、一般会計補助金及び長期前受金を計上いたしましたものでございます。

第3項、特別利益につきましては、収入がございませんでした。

次に、支出につきましては、総額で3億2,147万2,475円であります。

第1款、第1項、営業費用は、2億6,416万8,921円で、内訳は配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費であります。

第2項、営業外費用につきましては、5,730万3,554円で、企業債利息等でございます。特別損失、予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、5ページ、決算額の総額2億834万円で、第1款、第1項、企業債1億1,570万円。

第2項、国庫支出金1,134万2,000円となっております。

第4項、他会計負担金といたしまして、一般会計からの負担金8,000万円となっております。

第5項、工事負担金129万8,000円で、これは25件分の水道施設の加入金でございます。

支出につきましては、総額3億5,724万6,576円ございまして、第1款、第1項、建設改良費は、1億4,709万2,361円でございます。主なものにつきましては、配水設備改良費でございます。

第2項、企業債償還金2億1,015万4,215円ございまして、企業債22件分でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足いたします1億4,890万6,576円につきましては、減債積立金2,000万円、建設改良積立金6,000万円、当年度分損益勘定留保資金6,890万6,576円で補填をいたしました。

次に、6ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書につきましては、先ほど御説明いたしました3ページの決算報告書の金額から消費税を抜いた金額で作成しております。右端の差引き合計で説明いたします。

営業収益につきましては33万2,965円の損失、営業外収益につきましては9,597万7,312円の利益でございました。差引き9,564万4,347円の経常利益でありまして、当年度の純利益は、同額の9,564万4,347円となっております。

ます。これに前年度繰越利益剰余金、処分済利益剰余金を合わせまして、2億7,538万704円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算書について御説明いたします。

8ページ、資本金であります。当年度末残高12億3,433万572円となっております。

9ページ、資本剰余金合計につきましては、1,292万3,149円でございます。

次に、9ページ、利益剰余金の部でございますが、減債積立金につきましては、前年度処分額として、減債積立金に積み立てた金額2,000万円、当年度変動額といたしまして、当年度に取り崩しました金額2,000万円でありますので、当年度末残高は570万円となっております。

建設改良積立金につきましては、建設改良積立金に積み立てた積立額6,000万円ございまして、当年度変動額、建設改良事業に充てるために取り崩しました6,000万円がありますので、当年度末残高につきましては626万4円となっております。積立金合計は1,196万4円でございます。

未処分利益剰余金につきましては、2億7,538万704円となっております。

資本合計といたしましては、前年度末残高が14億3,895万82円、処分後残高につきましては、同額で、当年度変動額が9,564万4,347円でございますので、当年度末残高は15億3,459万4,429円となります。

次に、8ページ、下の剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。

剰余金の処分でございますが、2億7,538万704円の未処分利益剰余金を計上いたしましたので、減債積立金に2,000万円を積み立てるとともに、建設改良積立金に6,000万円、計8,000万円を積み立てさせていただきます。また、未処分利益剰余金に計上された8,000万円につきましては、資本金に組み入れさせていただきます、処分後残高を1億1,538万704円とさせていただきます。

次に、10ページ、鬼北町水道事業貸借対照表について御説明いたします。

固定資産の有形固定資産につきましては、土地、建物、建築物の区分ごとに資産の年度末現在高、減価償却費累計、減価償却未済高を示したものでございまして、年度末の固定資産合計は、右端の46億6,708万7,258円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金でございまして、流動資産合計は2億2,849万6,346円となっております。これらを合わせました資産合計は、48億9,558万3,604円となっております。

11ページをご覧ください。

負債の部について説明いたします。

固定負債は、合計額が16億9,003万9,221円でございます。流動負債につきましては、2億1,274万8,100円でございます。繰延収益につきましては、長期前受金と長期前受金収益化累計額でございます。合計額が14億5,820万1,854円となっております。負債合計は33億6,098万9,175円となっております。

次に、資本の部について説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が12億3,433万572円でございます。

12ページに移りまして、剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の剰余金合計が3億26万3,857円。資本金と剰余金を合わせました資本合計15億3,459万4,429円でございますので、負債資本の合計額は48億9,558万3,604円となっております。

13ページ以降につきましては、今まで説明いたしましたものの決算附属書類として費用明細書等及び事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

続きまして、議案第79号、令和2年度鬼北町病院事業会計決算の認定について説明いたしますので、鬼北町病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

鬼北町病院事業会計決算報告書について説明いたします。

項別の決算額とその主な内容についての説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入についてであります。第1款、第1項、医業収益は5億8,098万6,466円でありまして、主に入院収益と外来収益であります。

第2項、医業外収益3億3,235万1,041円につきましては、他会計負担金と補助金、長期前受金戻入れが主なものであります。

第3項、附帯事業収益3,223万541円につきましては、訪問看護ステーション収益であります。

第4項、特別利益2,982万3,623円につきましては、過年度損益修正益及びその他特別利益であります。

次に、支出についてであります。第1款、第1項、医業費用は8億8,083万

7,721円でありまして、病院事業の運営に要した経費と減価償却費が主なものであります。

第2項、医業外費用485万7,988円につきましては、企業債償還金利息及び雑損失であります。

第3項、附帯事業費用2,885万5,671円につきましては、訪問看護ステーションの運営に要した経費であります。

第4項、特別損失805万7,131円につきましては、過年度損益修正損であります。決算額805万7,131円のうち、現金の支出を伴わない経費で、予算額を超過して支出した額は785万6,131円であります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてであります。第1款、第1項、企業債1,330万円につきましては、蒸気ボイラー改修及び医療ベッド更新に伴います企業債であります。

第2項、他会計負担金562万7,787円につきましては、起債償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

第3項、補助金155万円につきましては、マイナンバーオンライン資格確認システム整備に係る国庫補助金であります。

次に、支出についてであります。第1款、第1項、建設改良費374万円につきましては、蒸気ボイラー改修に係る建設改良費であります。

第2項、固定資産購入費1,159万4,000円につきましては、医療ベッド更新に係る固定資産購入費であります。

第3項、企業債償還金1,125万5,573円につきましては、企業債元金分であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額611万1,786円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額5万2,099円、過年度分損益勘定留保資金605万9,687円で補填をいたしました。

次に、5ページの鬼北町病院事業損益計算書について説明いたします。

医業損益につきましては、2億9,936万5,077円の損失、医業外損益は3億2,696万8,539円の利益であります。経常損益は2,760万3,462円の経常利益であります。また、附帯事業損益の訪問看護ステーション損益につきましては、336万1,107円の附帯事業利益となっております。当年度の純利益は5,273万1,061円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書をお開きください。

前年度未処理欠損金3億7,637万1,870円に、先ほどの当年度純利益を加え、当年度未処理欠損金は3億2,364万809円となります。

次に、9ページをお開きください。

令和2年度鬼北町病院事業欠損金処理計算書(案)について説明いたします。

令和2年度におきましては、3億2,364万809円の未処理欠損金が生じたので、同額を翌年度に欠損金として繰越しするものであります。

次に、10ページをお開きください。

鬼北町病院事業貸借対照表について説明いたします。

まず、資産の部についてであります。固定資産合計は13億4,919万9,462円、流動資産合計は1億6,571万3,517円でありまして、資産合計は15億1,491万2,979円であります。

次に、11ページをお開きください。

負債の部についてであります。固定資産合計は1億1,038万6,392円、流動負債合計は3,637万5,616円であります。繰延収益合計につきましては、9億244万3,091円の繰延収益でありまして、負債合計は10億4,920万5,099円であります。

次に、12ページをお開きください。

資本の部についてであります。資本金はゼロ円。剰余金合計は4億6,570万7,880円、資本合計は4億6,570万7,880円でありまして、負債資本合計は15億1,491万2,979円であります。

次に、13ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書についてであります。業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに分けております。資金期末残高は5,853万8,632円であります。

次のページ以降につきましては、費用明細書等をお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

日程第3、議案第69号から日程第13、議案第79号までの11件については、9月22日に改めて審査を行うこととします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第69号から日程第13、議案第79号までの11件については、9月22日に改めて審査を行うことに決定しました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を10時25分とします。

休憩 午前10時09分

---

再開 午前10時25分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第80号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第80号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、新型コロナウイルス感染症関連事業、減債基金積立金、公共施設等整備管理基金積立金、災害復旧工事請負費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、地方交付税、繰越金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ5億480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億3,850万円とするものであります。

債務負担行為につきましては、新たに2事業を追加するものであります。地方債補正につきましては、災害復旧事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、過疎対策事業及び臨時財政対策債について限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、予算書12ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、令和3年4月1日付で、人事異動に伴います人件費について所要の調整を行っております。これらにつきましては、説明を省略させていただきます、主なものについて説明いたします。

まず、2款、1項、1目、総務管理費、18節、退職手当負担金5,000万円は、市町総合事務組合退職手当負担金を計上するものです。

同5目、財産管理費、12節、電子入札共同システム導入業務委託料187万円。13ページの入札契約管理システム導入業務委託料803万円。17節、機械器具費43万7,000円は、電子入札導入に要する経費を計上しております。24節、積立金は、減債基金積立金に3,580万円、公共施設等整備管理基金積立金に8,160万円を計上するものです。

6目、企画費、12節、高校魅力化事業委託料198万円は、公営塾開設業務経費を計上するものです。

7目、情報管理費、12節、電算機更新業務委託料360万2,000円は、総合行政システム連携システムを更新するものです。

15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、12節、サテライトオフィス施設ネット環境整備業務委託料505万1,000円は、オフィス内の通信環境を整備するものです。

16目、諸費、22節、過誤納還付金522万2,000円は、法人町民税、過誤納還付金を計上するものです。

15ページ、2款、4項、3目、町長及び町議会議員選挙費2,035万8,000円の減額は、4月に執行いたしました町長及び町議会議員選挙が無投票であったことが主な減額の要因であります。

17ページ、4款、1項、3目、予防費、17節、機械器具費600万円、18節、医療機関等新型コロナウイルス感染症予防対策強化補助金1,840万円は、町内介護施設等の感染予防対策費を計上するものです。

同項、6目、生活環境費、10節、修繕料92万4,000円は、日吉斎場炉修繕経費を計上するものです。

18ページ、5款、1項、3目、農業振興費、18節、農業経営収入保険保険料補助金100万円は、新型コロナウイルス感染症を要因とした収入減にも対応可能な保険について追加計上するものです。



13目、町道単独土地改良事業、14節、排水路整備等工事請負費90万円は、農業用ポンプ取替え工事等を計上するものです。

5款、2項、3目、林道整備事業費、14節、林道改良工事請負費1,000万円は、事業費が増額されたことによるものです。

19ページ、6款、1項、2目、商工振興費、18節、新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金400万円は、事業所の感染対策に係る経費を追加計上しております。

7款、2項、1目、道路維持費、14節、道路補修工事請負費2,900万円は、町道改修及び舗装工事経費を計上しております。

20ページ、同項、3目、橋りょう維持費、12節、低濃度PCB廃棄物処理業務委託料120万円は、好藤橋PCB塗膜処理経費を計上するものです。

9款、1項、4目、諸費、18節、大学生等生活応援給付金2,300万円は、コロナ禍により多大な影響を受けている大学生等の生活支援策として、一人10万円を給付するものです。

21ページ、9款、3項、1目、中学校費、17節、図書購入費36万8,000円は、生徒自らが読みたい本を購入する「本屋へ行こうプロジェクト」を中学校でも実施しようとするものです。

9款、4項、1目、社会教育総務費、18節、生涯学習関係団体活動補助金77万6,000円は、令和3年成人式代替え行事に要する経費を計上しております。また、11節、手数料160万円は、成人式代替え行事参加者のPCR検査費用を、同項、2目、公民館費、11節、手数料160万円には、令和4年成人式参加者のPCR検査費用を計上しております。

23ページ、10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費、14節、災害復旧工事費2,250万円は、農地災害復旧工事等10件を計上するものです。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費1,900万円は、河川災害復旧工事等4件を計上しております。

次に、11款、1項、公債費、1目、元金及び2目、利子については、借入額、利率等の確定により所要額を調整しております。

12款、1項、1目、土地取得費、16節、土地取得費1億7,938万1,000円は、新設保育園等整備のため、土地開発基金より近永アルコール工場跡用地2万4,107.04平方メートルを取得するものです。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。

9 ページをお開きください。

10 款、1 項、1 目、地方交付税、1 節、普通交付税 3 億 6,580 万 3,000 円は、普通交付税等算定結果により増額交付をされるものです。

12 款、1 項、分担金、各事業実施に伴う受益者分担金を計上しております。

12 款、2 項、2 目、衛生費負担金、1 節、火葬場管理運営費負担金 82 万 1,000 円は、日吉斎場炉修繕経費に係る栲原町の負担金です。

14 款、1 項、4 目、1 節、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 1,267 万 3,000 円は、河川災害復旧工事に対する国庫負担金です。

14 款、2 項、1 目、総務費国庫補助金、3 節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に 1,285 万 7,000 円を計上するものです。

10 ページ、同項、7 目、農林水産業国庫補助金、2 節、美しい森林づくり基盤整備事業費国庫補助金 3,250 万円は、15 款、2 項、4 目、9 節、美しい森林づくり基盤整備事業費県補助金を組み替えるものです。

15 款、2 項、9 目、1 節、農地農業用施設災害復旧費県補助金 1,317 万 5,000 円は、農地等災害復旧工事に対する県補助金です。

11 ページ、19 款、1 項、1 目、1 節、前年度繰越金 8,361 万円を計上するものです。前年度からの決算剰余金です。

21 款、1 項、町債、1 目、1 節、臨時財政対策債 3,858 万 7,000 円の減額については、普通交付税算定結果によるものです。

以下の町債については、対象事業についてそれぞれ計上をしております。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正について説明いたします。

5 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為補正は、7、定年延長制度例規整備等支援業務 198 万円は、地方公務員の定年引上げに関する法律が、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係規定の整備を行おうとするものです。

8、鬼北土地開発公社による公有地取得事業は、永野市の南予森林組合跡地を取得しようとするものです。

次に、第 3 条、地方債の補正について説明いたします。

6 ページをお開きください。

3 表の地方債補正は、2、災害復旧事業は農地農業用施設及び公共土木施設災害復旧工事を増額計上するものです。

3、合併特例事業は、保育所整備につき、過疎対策事業に組み替えたため、減額す

るものです。

4、緊急防災・減災事業は、道路・橋りょう事業につき、過疎対策事業に組み替えられたため、減額するものです。

6、過疎対策事業は、補正後の限度額をそれぞれ事業により追加計上しております。

7、臨時財政対策債は、普通交付税等を算定結果により減額しております。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

次に、給与費明細について説明いたします。

24ページをお開きください。

まず、1表、特別職ですが、その他の特別職80人の減は、町政選挙における選挙管理員報酬が不要になったことから減としております。

次に、2の一般職について説明いたします。

職員数は、会計年度職員を1名増、短時間勤務職員を2名減しております。報酬につきましては、128万2,000円の増、給料につきましては、347万3,000円の増、職員手当908万6,000円の減、共済費109万3,000円の増。増減の理由につきましては、いずれも退職及び人事異動に伴うものであります。

28ページ、(2)の給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、13ページの2款、1項、6目、12節の高校魅力化事業委託料、これは公営塾の開設に伴うものと言われましたが、何の委託料なのか説明をお願いします。

それと、17ページ、4款、1項、3目、18節、医療機関等新型コロナウイルス感染症予防対策強化事業費補助金、これは介護施設と言われましたが、医療機関も含まれるのでしょうか。それと、これの何の対策費なのか、細かい説明をお願いします。

19ページ、6款、1項、2目、18節の新型コロナウイルス感染予防対策費補助金、これも事業所の感染対策と言われましたけども、どういう感染対策なのか御説明願えたらと思います。

あと二つ、よろしいですか。

20ページ、9款、1項、4目の18節、大学生等生活応援給付金、これは短大生とか、専門学校に通う生徒も含まれるのか確認をいたします。

あともう一つ、21ページの9款、4項、1目の18節、生涯学習関係団体活動補助金77万6,000円、これは成人式の代替行事と言われましたけども、内容等分かれば説明願えたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2款と6款につきましては、企画振興課長、4款につきましては、保健介護課長、9款につきましては、教育課長のほうで答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、まず13ページの2款、1項、6目、高校魅力化事業委託料、それと、あわせてもう1か所ですね。6款、1項、2目、新型コロナウイルス感染予防対策事業費、まとめて私のほうから御説明させていただいたらと思います。

まず、高校魅力化事業委託料でございますけれども、現在、高校魅力化事業におきましては、北宇和高校生の入学者の募集を全国にかけさせていただいております。まずPR活動の一環として、三本柱を持っておりますけども、カリキュラムの改革、それから公営塾の開設、それから寮の整備、そういった3点をもってPRをしておりますけれども、今回はその公営塾の開設ということで委託料を計上させていただいております。

今回、公営塾では、北宇和高校生のみを対象とした補習授業だけでは追いつかない学習を補ったり、地域の行政を学んだり、地域文化の学習、人権形成の確立などの様々な学習を求めるための塾を開設する予定でございます。その講師を全国に募集するために、開校までの募集と開校までの研修、そういったものをやるための事業委託料として計上させていただいております。講師は3名を予定させていただいております。

それから、新型コロナウイルス感染予防対策補助金400万でございますけれども、これは中小企業が行う新型コロナの感染予防対策費に必要な経費を計上いたしております。補助額は20万円、10分の10、10割補助でございます。これは当初といえますか、6月補正で1回計上をさせていただいておりますけれども、その追加補

正として、今回400万を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○保健介護課長（芝 達雄君）

私のほうからは、質問のありました、4款、1項、3目、予防費のうち、18節、医療機関等新型コロナウイルス感染症予防対策強化事業費の補助金の質問に対してお答えします。

2点質問がありましたが、まず、1点目の医療機関が含まれるかということですが、医療機関も含まれております。付け加えて言いますと、薬局と薬局歯科医院とかも含めております。

それから、内容についてであります。町内の医療機関、または高齢者、障がい福祉施設等の事業所に対して予防対策に係る経費の補助を予定しております。1施設ごとに限度額40万円の支給を予定しております。主な内容としましては、感染症の予防に対して事業所が行う備品の購入、または自動の手洗いとか、その他感染予防に対する経費に対して補助を予定しております。

あわせて追加で説明をさせていただくと、今の予定では、事業所の箇所数は町内30か所を予定しております。

それから、関連がありますので、あわせて説明をさせていただきます。その補助金の上の機械器具費についてですが、これもこの補助金の関連がありまして、今言いました30か所については、民営、それから公的な機関については、補助金を出すことができませんので、感染防止に係る機器の購入を予定しております。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、今ほどの御質問、まず20ページ、9款、1項、4目、諸費、18節の大学生等生活応援給付金2,300万円について、対象者について専門学校、短大生が含まれるのかという御質問に対してですが、含まれます。

それと、21ページの御質問ですが、9款、4項、1目、18節、生涯学習関係団体活動補助金77万6,000円につきましての事業の内容ということでございますが、これについては、令和3年の成人式の対象者が成人式をどうしても実施できなかったということでございまして、その代替の行事についての補助金でございます。令和3年成人式の対象者に対してアンケート調査を実施をいたしました。その中で実施内容、また実行委員会を対象者の中で選抜をさせていただいて、その方々の御意見、アンケートの調査を基にその内容を検討するという会を8月に組織をいたしております。

す。その中で、今後のこの成人式の在り方等々を実施内容を検討していただくようになっておまして、実施を12月に開催する予定と今準備を進めているというところでございます。ということで、内容につきましては、実行委員さんに決定をしていただくということになりますので、今のところは内容の詳細については、未定でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

今ほど生涯学習の成人式の代替行事の件、内容が決まってないということなんです、77万6,000円はどういうふうな根拠ではじかれたのかお願いします。

それと、もう1点、6款、1項、2目の新型コロナウイルス感染予防対策費補助金、どういう内容かというのをお聞きしたんですが、医療機関に備品購入される補助金を出されておりますが、この商工振興費の分も備品とか、手洗い器とかも含まれるのか、そこを確認させていただいたらと思います。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの9款、4項、1目の生涯学習関係団体活動補助金ということで、補助金の明細についてですが、予算計上上は、どうしても今言いましたように、実行委員さんの検討によって内容がいろいろ変わるということで、補助金扱いでちょっと計上させていただいておりますが、その積算内容につきましては、食料費については、32万円を計上しております。報償費が10万円、消耗品費17万2,000円、印刷製本費16万1,000円、通信運搬費2万3,000円ということで、合計77万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○企画振興課長（二宮 浩君）

大変申し訳ございませんでした。基本的な備品等について御説明させていただいたらと思います。

まず、手洗い場の設置ということで、アルコールディスペンサーの購入、それから飛沫感染防止関係で仕切り用のアクリル板とか、ビニールカーテン、パーテーションの購入ですね。接触防止対策といたしまして、手洗い場の自動水洗化、ノータッチディスペンサー、サーモカメラそういったもの、セルフの自動券売機、そういったもの

も対象といたしております。あと換気機能の向上対策といたしましては、CO<sub>2</sub>センサー換気用の窓、換気扇、そういったものも対象としております。

対象外のものについては、汎用性があるもの、要は、パソコンであったり、タブレット、LANというか、そういったものについては、対象外とさせていただいております。あわせて、空気清浄機とか、加湿器、そういった持ち運び可能な、移動が可能なものについては、対象外というふうなことでさせていただいたるところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

○6番（山本博士君）

18ページの5款、2項、3目、14節、林道改良工事請負費ということで、先ほど工事が増えたということになっておったんですが、なぜ増えたのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと20ページ、9款、1項、4目、先ほど末廣議員からも質問があったんですが、18節の大学生等生活応援給付金、これについて所得の多い方、少ない方に関わらず一人、10万円ということを支給されたのか説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

5款につきましては、農林課長のほうから説明をします。

9款のほうにつきましては、昨年度と同様なんですけども、これは保護者への支給というよりは、コロナ禍以前について学生さん、また専門学生の方々が東京、大阪のほうの都心部、または松山等について、バイト等ができない状況、蔓延防止、または緊急的な現状がありまして、その部分についてのバイトができなかった部分についての支援ということでしておりますので、今回所得制限については、昨年同様設けてございません。

以上でございます。

○農林課長（松本秀治君）

18ページ、5款、2項、3目、14節、工事請負費の増額ですが、これにつきましては国からの内示額の増額がありましたので、その分、工事費のほうを増額させていただいたということでございます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

今の答弁なんですが、ちょっと理解しにくかったんですが、もう一回。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうでしょうか、それとも農林課長のほう。

○6番（山本博士君）

松本課長。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

工事とかする場合、国庫補助金を受けるわけですが、例えば国庫補助金を受ける場合、要望を例えば1,000万していたとしても、後の国の予算の配分上、例えば1,000万プラス500万、内示予算を増やしてもらおうということになれば、その分、工事ができますので、国のほうから割当ての内示をいただいとるので、その分、増額して工事を増やしたいということでございます。

○議長（芝 照雄君）

了承ですか。

○6番（山本博士君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○9番（程内 覺君）

23ページ、12款、諸支出金の1目で、公社よりのアルコール跡地の購入費用1億7,938万1,000円、これは残地の今の跡地の何%に当たる部分を取得されるのかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

令和2年度の決算書のほうをちょっと参考に見ていただいたらと思いますが、決算書の377ページになります。



この377ページ、一番下の土地開発基金運用状況というのがあると思います。この欄の土地の中で、近永アルコール工場跡用地2万4,107.04平方メートル、金額にして1億7,939万54円のこれの分を計上しているので、つまりアルコール跡地全部ということで御理解いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら、これは了解しました。

そうしたら新設保育園の利用にあたっての土地の面積とかいうものは、まだ決まっていないうことですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

この跡地につきましては、現在新設保育所については、プロポーザルをして業者のほうを決定をしよる段階ですので、全ての用地について決定しとる、保育所の用地について全て決定しているわけではございませんが、この用地については、全て町の管財の財産のほうへ繰り越すと、購入するということで計画しております。

○9番（程内 覺君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

12ページと13ページにかかるんですが、2款、1項、5目、財産管理費の12節、委託料、電子入札共同システム導入業務委託料187万円、入札契約管理システム導入業務委託料803万円、17節の備品購入費、機械器具費の43万7,000円、先ほど説明で、来年の4月からの電子入札に備えての予算というふうに言われましたが、まずシステム導入業務委託料187万円、委託内容、委託先について、それと、その803万円の入札契約管理システム、これはどういうシステムなのか、内容と委託予定先。これ、それこそ入札するのか、委託予定先。

それと機械器具費については、県のちょっと名称は忘れましたが、入札のところ

加わるということだと思っておりますが、何をどういうものを購入するのに43万7,000円要するのかの説明をお願いします。

それと、22ページ、9款、4項、2目、公民館費の説明であったかもしれないんですが、18節、地域活性振興行事補助金120万円、この説明をお願いします。地域活性振興行事とは、どういう行事なのかの説明を聞き逃したかもしれませんので、もう一度説明をお願いします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

2款につきましては、総務財政課長、9款につきましては、教育課長から答弁をします。

○総務財政課長（高田達也君）

まず、12ページ、2款、1項、5目、12節の委託料、この電子入札共同システムにつきましては、現在愛媛県が運用しております愛媛電子入札共同システムに接続するための経費ということで、ちょっと業者のほう、私のほうちょっと覚えてないんですが、愛媛県が契約している業者と契約をさせていただきたい、このシステムに加入するための費用ということでもあります。

内容といたしましては、そのシステムを運用するためのマニュアルとか、マスターの作成、データのセットアップ、作動状況の検証等、愛媛県システムに接続するための費用ということで御理解いただきたいと思います。

次に、次ページの入札契約管理システムにつきましては、鬼北町の入札管理システムのほうを予定しております。これは愛媛県のシステムには時間制限がございまして、接続するために短時間で接続しなければいけないという状況が、まず一つございます。そのために鬼北町側で愛媛県のシステムに加入、接続して登録するためのシステムを情報を一度こちら側、鬼北町側でシステムを構築して、データを一遍に県のシステムに入力するということとなります。この上りのシステム、また下り、入札が執行された後のデータの取得、こういった経費を含めて、ハード面、ソフト面等の経費を計上させていただきます。

機械器具につきましては、専用のパソコン、またプリンター等を予定させていただいております。また、入札管理システムにつきましては、業者のほうは、現在確認しておりますのは、3社程度、そのシステムを構築できる業者がありますが、これをプロポーザルにより決定をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

9款、4項、2目、18節、地域活性振興行事補助金につきまして御説明をさしあげます。

まず、地域行事活性補助金の内容につきましては、6月の補正で、各公民館で納涼大会を実施する際に、納涼大会が中止になった場合、昨年と同様に花火を打ち上げるということで補正を計上させていただいておりましたが、このコロナウイルスの感染症によりまして、どうしても地域で納涼大会が実施できなく、それと、その代替として花火を上げるということを計画しておりましたが、地域の皆さんがどうしてもやれないということがございましたので、その分で、その代わりに、ほかの地域で行事をできるようにということで、各公民館20万円、6館ということで120万円を計上させていただいております。

その事業につきましては、各地区の公民館、あと地区の区長さん、自治会等々で検討をしていただいて、いろんな各種の事業ができるような形にするということで、補助金の交付要項にあります。地域の連帯感を深め、明るく住みよいまちづくり振興と住民の共同意識の高揚を図るために創設されております補助金でありますので、そのために使うということで、予算計上120万円をさせていただいております。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

9款のほうは、了解しました。

最初の2款のほうの説明で、電子入札共同システム導入業務委託料187万円。県のシステムに接続するための初期費用ということであったんですが、来年以降はこの委託料は発生しないということなのか。それと、入札契約管理システム導入業務委託料803万については、県のシステムに鬼北町側からアクセスというか、接続するにあたってのシステムということで、3社でのプロポーザルを予定しているということであったんですが、これについては、今回のみの計上で終わるのか、引き続き保守とかが発生するのか、その点。

それと、17節の機械器具費については、金額的にこれはパソコンとプリンターという御説明があったんですが、これはパソコン1台ですか。複数のパソコンではないんですか。その辺の台数、金額的にパソコンとプリンターで43万7,000円なので、かなり額的には、この43万7,000円のパソコン、プリンターの金額の明細

をお願いします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

まず、愛媛電子入札システム、愛媛電子入札の共同システムにつきましては、このシステムにつきましては、来年度以降、入札案件1件につき、1万円の負担金という形で県の共同入札のほうに負担金が必要になります。

また、次の共同システムの導入につきましても、システムの保守点検費用が発生するものと考えております。

また、機械器具費のパソコン、プリンター等ということで、明細をとということなんです。プリンターにつきましては、10万円程度のもの、パソコンにつきましては、30万円程度のものを予定しております。台数につきましては、現在のところ、1台で、複数でシステムに接続することのないよう、その程度のところを今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

入札1件に、電子入札に係る1件について1万円の負担金が必要である。それ以外は、再度確認するんですが、このシステムの利用にあたっては要らないのかどうか。それと、803万の分は、来年度以降も保守が発生すると言われたんですが、毎年度の保守の金額の予定額が分かれば教えていただきたらと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

まず、県の費用の分ですが、現在のところ、県の共同システムに加入するというところで予定をさせていただいております。当然、県のシステムが更新になる場合がございますので、この更新等が発生すれば、その都度、その負担金という形で発生するかと思います。この負担金につきましては、現在のところ、県が半額、残りの半額を加入市町が市町割をしていると伺っております。今後も鬼北町が加入しましたら、全

20市町、加入したことになりますので、同じような考え方で、例えば1,000万円の更新費用があれば、県が500万円、各市町が20分の1、500万円を20分の1するという形になるのかなと考えております。

当然システムですので、その都度、バージョンアップとか必要な費用等は発生すると考えております。

また、次の町のシステムのほう、入札管理システムについての委託料ということですが、これにつきましては、プロポーザルを予定しておりますので、そのプロポーザルを徴取する際に、負担金も含めて検討材料、選択材料になるかと思えます。経費としてどれぐらい発生するかということですが、今概算で把握しておりますのは、大体月2万円程度と把握しているところはそれぐらいなんですけど、これにつきましては、決定した業者との話になりますので、それも含めてプロポーザルの選定材料になるかと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第81号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第81号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、基金積立金、償還金及び還付加算金について増額補正するとともに、歳入につきましては、繰越金、諸収入について増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1,056万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億287万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、議案第81号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明をいたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、192万2,000円減額するもので、これは職員の人事異動等に伴う人件費の調整によるものです。

次に、3款、1項、1目、一般被保険者医療費給付費分を167万8,000円減額。3款、2項、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分を5万4,000円減額。3款、3項、1目、介護給付費分を195万2,000円増額するもので、これは今年度の国民健康保険事業交付金納付金が確定したため、補正をするものでございます。

次ページ、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、530万6,000円増額するもので、歳入歳出の決算見込みにより調整をするものでございます。

次に、9款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金は、120万円増額するもので、これは国民健康保険税過誤納還付金に対応するためのもので、マイナンバーカード活用の資格確認連携が可能となり、早期に発見、対応が可能となったために増額するものでございます。

また、同款、同項、3目、償還金は、576万円増額するもので、これは前年度国民健康保険給付費等交付金等の事業費が確定したため、交付超過分を返還するため、増額したものでございます。

続きまして、歳入予算について説明をいたしますので、5ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、2 5 7 万 6, 0 0 0 円減額するもので、職員給与費等の減額によるものでございます。

次に、7 款、1 項、1 目、その他繰越金は、7 3 1 万円増額するもので、前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、8 款、3 項、6 目、雑入は、5 8 3 万円皆増するもので、前年度国民健康保険給付費等交付金、令和 3 年 3 月に概算で支払った診療報酬額等と実績として確定した額を相殺した結果、剰余金が発生したため、愛媛県国民健康保険団体連合会から返還をされるものでございます。

続きまして、給与費明細について説明をいたしますので、8 ページをご覧ください。一般職総括表、比較欄をご覧ください。

給料 5 4 万 2, 0 0 0 円。職員手当 1 0 1 万 8, 0 0 0 円、共済費 3 5 万 9, 0 0 0 円それぞれ減額とするもので、人事異動等によるものです。

なお、その内訳につきましては、お目通しください。

次に、1 1 ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきまして、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 1 号、令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第82号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第82号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、医業外費用を計上するものであります。また、資本的支出において固定資産購入費を増額補正するとともに、資本的収入において企業債、補助金を増額補正するものであります。

この結果、収益的支出を4万8,000円増額し、収益的支出総額を9億8,126万9,000円とするものであります。

また、資本的支出を1,485万円増額し、資本的支出総額を9,358万1,000円とするとともに、資本的収入を1,372万円増額し、資本的収入総額を8,548万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、議案第82号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的支出について説明いたします。

1款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱諸費について、4万8,000円を増額し、補正後の額を526万9,000円とするものであります。補正の理由は、企業債の償還金利息を追加補正したことによるものです。

次に、6ページに移りまして、資本的収入及び支出のうち、はじめに中ほどにあります支出から説明いたします。

1款、2項、1目、固定資産購入費について1,485万円を増額し、7,028万1,000円とするものであります。補正の主な理由は、購入後の経年劣化による故



障、部品等の製造中止等により、修繕不能のため、病院運営に支障が生じるおそれがあることから、医療機器、洗浄機器、心電計、食器洗浄器、予備電源用蓄電池を更新するための経費を計上したことによるものです。

次に、収入について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、企業債について。支出の 1 款、2 項、1 目、固定資産購入費のうち、施設機器の購入に係る医療設備整備事業債として、病院債と過疎対策事業債の借入れ予定額を計上しております。

同款、3 項、1 目、補助金について、支出の 1 款、2 項、1 目、固定資産購入費のうち、医療機器、洗浄器、心電計の購入に係る県補助金の予定額を計上しております。

続きまして、7 ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第 2 条及び第 3 条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算の第 3 条及び第 4 条に定めた収益的支出及び資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ補正するものであります。

次に、2 ページに移りまして、第 4 条であります。企業債について事業費の補正に伴い限度額を改めるものであります。起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前に同じです。

次に、5 条であります。医療機器整備に係る重要な資産の取得に係る財産を事業の追加により改めるものであります。

3 ページ及び 4 ページの補正予算実施計画については、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第82号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第17、同意第5号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、同意第5号、鬼北町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町農業委員会委員に欠員が生じたので、後任の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命したい委員は、住所、鬼北町大字近永595番地3。フェアリールージュ1号室。氏名、赤松拓也。生年月日、昭和53年10月14日であります。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。生年月日、10月18日であります。

○議長(芝 照雄君)

これから日程第17、同意第5号の質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第5号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

赤松拓也君に同意することに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、赤松拓也君に同意することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、18日から21日までの4日間は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、18日から21日までの4日間は休会することに決定しました。

なお、9月22日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午前11時35分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 1 番）

鬼北町議会議員（ 2 番）